

本宮市介護保険事業者における事故報告ガイドライン

介護保険事業者における事故報告について

介護保険サービスの提供により事故が発生した場合は、以下の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が介護保険事業者には求められている。

- ① (居宅サービス)サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに本宮市、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
(施設サービス)施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに本宮市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
※サービス提供には、通所サービス等の送迎・施設入所者の通院中も含まれる。
- ② 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- ③ 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

1 報告を要する事故等

介護保険事業者は、次に該当する事故等が発生した場合、本宮市等へ報告をする。

項 目	対 象 事 例
サービスの提供中に発生した死亡事故又は負傷等の事故	ア 職員の過失および利用者の自己過失の有無にかかわらず、外部の医療機関で治療を受けた場合（施設内の同程度の治療を含む。） ※転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、交通事故等の事故 ※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除くが、対応に問題があった場合等は所属長の判断で報告するもの イ ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合及び利用者に見舞金や賠償金を支払う場合 ウ 利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告をするもの
食中毒及び感染症等の発生	法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故
職員（従業員）の法令違反・不祥事件等の発生	利用者の処遇に影響があるもの (例/利用者からの預り金の横領、個人情報紛失等)

その他、報告が必要と認められる事故	例／利用者等の保有する財産を滅失させた等
-------------------	----------------------

2 報告の手順

- ① 介護保険事業者は、1 で定める事故等が発生した場合、利用者の家族等への連絡、その他必要な措置が終了した後、速やかに第 1 報を本宮市へ報告を行うこと。
※第 1 報は、別紙様式「事故報告書」内の 1 から 6 の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後遅くとも 5 日以内（重大事故の場合は、電話により第 1 報）を目安に提出すること。
- ② 介護保険事業者は、その後状況の変化等必要に応じて追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

3 報告の様式

別紙様式「事故報告書」を用いる。
ただし、各事業者において既に作成された様式があるときは、必要な項目の記載があれば、それを用いても差し支えない。

4 報告先

本宮市への報告は、下記のとおりとする。
また、受傷した被保険者が本宮市以外の保険者であるときは、当該保険者にも併せて報告すること。
なお、報告の際は、利用者の個人情報も含まれるため、その取扱いには、十分注意をすること。

【報告先】

本宮市 保健福祉部 高齢福祉課 介護保険係
〒969 - 1151 本宮市本宮字千代田 60 番地 1
(本宮市民元いきいき応援プラザ えぽか 2 階)
電 話 0243-24-5203
ファックス 0243-33-6620
メールアドレス kaigo@city.motomiya.lg.jp